

第 4 回

鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

開催日：平成25年 6 月 7 日（金）

14：30～15：10

場 所：由利本荘市役所 4 階正庁

「第４回 鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

(午後２時３０分)

１．開会

【進行】 ただいまより第４回「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます東北地方整備局の河川調査官、川村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に配付しております議事次第に沿って進めさせていただきます。議事次第の裏に配付資料の一覧を記載しておりますので、資料に不足等ございましたら随時事務局までお申し出ていただくようお願いいたします。なお、事務局からの説明で使用予定の資料につきましては、皆様の向かって左側のＡ４判の資料を予定しておりますので、ご承知おきください。よろしくお願いいたします。

本日の検討の場でございますが、参考資料１の規約、参考資料２の公開方法により進めてまいります。傍聴されている皆様及び報道機関の皆様をお願いでございます。この参考資料２に、傍聴に際しての留意事項及び報道の方へのお願い事項を記載しておりますので、この点についてご協力よろしくお願いいたします。

また、開会の挨拶より後、議事次第の２以降につきましては、事務局の席より前での写真撮影、ビデオ撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

では、本日の出席者を紹介させていただきます。最初に、関係地方公共団体の構成員であります秋田県知事代理で建設部次長の石黒互様です。

【石黒秋田県建設部次長（佐竹秋田県知事代理）】 石黒です。よろしくお願いいたします。

【進行】 由利本荘市長の長谷部誠様です。

【長谷部由利本荘市長】 よろしくお願いいたします。

【進行】 次に、鳥海ダム建設事業の検討主体であります東北地方整備局、岩崎副局長です。

【岩崎副局長】 岩崎でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 工藤河川部長です。

【工藤河川部長】 工藤でございます。よろしくお願いいたします。

【進行】 それでは、東北地方整備局、岩崎副局長よりご挨拶を申し上げます。
岩崎副局長、どうぞよろしくお願いいたします。

【岩崎副局長】 本日は第4回の検討の場を開催させていただきました。大変お忙しい中、由利本荘市の長谷部市長さん、そして県からは石黒次長さん、お越しいただきましてありがとうございます。

第1回目が平成22年11月でございますが、その翌年の3月に東日本大震災がございまして、まさに国民の安全安心を守ることの重要性ということを改めて深く重要な課題として取り上げていくという状況になっております。子吉川の流域におきましても、その年の6月に洪水があり、また去年は渇水ということでございました。由利本荘市の皆さん、そして県の皆さん、そして地域の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

本日は、第3回検討の場を一昨年の9月に開催し、その後にパブリックコメントを行ったり、関係者の皆さんにご意見を頂戴してまいりました。その結果も踏まえて、子吉川の治水、利水においてどのような方策が望ましいのか、いろいろ案を検討してまいりました。その結果について、今日第4回で説明をさせていただき、ご審議を賜りたいと思っております。

大変短い時間ではございますが、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。議事10番までございますが、2番、3番、それから4番、5番、それから6番、7番をまとめてご質問、ご意見等を伺ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

2. 検証に係る検討の進め方

3. 事業等の点検について

【進行】 議事次第2. 検証に係る検討の進め方と、議事次第3. 事業等の点検について、事務局から説明をお願いいたします。

【松井水災害予報センター長】 東北地方整備局水災害予報センター長の松井です。座って説明させていただきます。

議事次第の2. 検証に係る検討の進め方ですが、カラーコピー1枚ものの鳥海ダム建設事業の検討フローという資料を皆様に配付させていただいておりますが、この資料によりご説明したいと思います。

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討の場としまして、平成22年11月17日に設置し、これまで3回開催させていただいております。その中で、流域、河川及び治水対策の状況、検証対象ダムの概要について整理し、洪水調節、新規利水及び流水の正常な機能の維持の3つの目的について、今回のダム事業の検証に係る検討の指針の一つであります幅広い組み合わせにより複数の対策案を立案し、この立案した対策案について概略評価を行いまして、平成23年9月20日開催の第3回検討の場で説明を行ったものです。

今回、第4回検討の場としましては、このフロー図の赤い点線で囲った範囲が説明する内容となっております。第3回検討の場の終了後、今回立案した各目的別の対策案以外の具体的対策案の提案等につきましてパブリックコメントや利水参画予定者に対する意見聴取を行い、対策案を決定しました。パブリックコメントの結果を踏まえ、抽出された治水、利水及び流水の正常な機能の維持の各対策案につきましては、6つから7つの評価軸ごとの評価を行い、目的別の総合評価を行い、最終的に総合的な評価を行いまして、本日皆様に配付させていただいております報告

書（素案）を作成しております。今後は、第4回検討の場の結果を踏まえて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した後、対応方針の原案を作成し、東北地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、対応方針（案）の作成を行う予定です。

続きまして、議事次第3．事業等の点検について説明します。資料2をご覧ください。事業の点検ですが、検証にあたっては、必要に応じて過去の洪水実績等の計画の前提となっている雨量及び流量データについては詳細に点検を行うということになっており、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しました。なお、これらのデータについては、別途インターネット等により公表する予定となっております。

また、参考資料3をご覧ください。第3回検討の場で提示しておりました総事業費及び工期について時点修正を行いました。コストの点検について、1ページ目をご覧ください。平成24年度までに実施済みの額は61億円で、残事業費は802億円となります。

続きまして、工程ですが、2ページ目をご覧ください。ページの下に工程表を示していますが、工期の点検では用地調査着手前に必要な環境影響評価等に約3年を見込み、用地着手から事業完了までの期間は13カ年必要となる見込みということになります。

以上で説明を終わります。

【進行】 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問があればいただきたいと思います。何かわかりづらい点やご不明な点等でも結構でございます。何かありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

「なし」の声

4．パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方について

5．利水参画予定者等から頂いたご意見について

【進行】 議事次第 4. パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方について、議事次第 5. 利水参画予定者等から頂いたご意見について、事務局から説明をお願いいたします。

【松井水災害予報センター長】 議事次第の 4. パブリックコメントで頂いたご意見に対する検討主体の考え方について、資料 3 でご説明したいと思います。

1 ページ目をご覧ください。意見募集の対象として、1) 第 3 回検討の場で提案した複数の対策案以外の具体的対策案のご意見、ご提案、及び 2) 第 3 回検討の場で示した複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対するご意見について、平成 23 年 9 月 22 日から 1 カ月間かけて意見募集を行いました。

その結果、提出者は全体で 12 件となっております。内訳は、個人が 11 名及び 1 つの企業、団体からいただいております。パブリックコメントで頂いた主な意見については、ダム検証に関する意見、ダムに対する賛否への意見、治水対策案及び利水対策案に対する意見等に分類し、検討主体の考え方を整理し示しております。

3 ページ目には「検証について」、及び「ダムに対する賛否」について意見をいただいておりますが、パブリックコメントでは、立案した複数の対策案以外の具体的提案及び立案した複数の対策案に係る意見について募集したものですから、この 3 ページ目については説明を省略させていただきます。

4 ページ目をご覧ください。治水対策案に関する意見ですが、対策案に具体的に反映した意見についてご説明します。主な支川中流部の河道外に遊水地を設置する（芋川と赤田川合流点付近）という意見がありました。この意見については、遊水地の選定にあたっては、できるだけ河川の長い区間に効果が期待できる箇所、河川沿いにできるだけ家屋等が少なく、洪水貯留する容量が効率的に確保できる地形を考慮し、さらに地内の掘削案も含めた 7 ケースについて検討しております。また、本荘第一病院裏の河川における水辺とのふれあいゾーンは川幅が狭くなっているため、洪水時の河川の流れを良くした治水対策とするという意見がありました。この意見については、河道を掘削し洪水時に流れる量を増やすため、治水対策案の河道掘削＋築堤で検討しております。

5 ページ目をご覧ください。利水対策に関する意見ですが、主な支川中流部の河

道外に遊水地を設置し、一部を一定程度掘削すれば貯留した水は多目的にも利用できるという意見がありました。この意見については、治水対策案で検討されている遊水地を対象に自然流下が可能な高さまで掘削した多目的遊水地を河道外貯留施設として検討しております。

6 ページ目をご覧ください。流水の正常な機能の維持に関する意見ですが、大内ダムかさ上げ等の案は、河口のため効果は無いとの意見がありました。この意見については、大内ダムかさ上げについて、導水路の新設により上流部へ導水する等、河川整備計画における目標を確保することを基本として立案しております。この他、治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策に対して、意見をいただいておりますが、細かい説明は省略させていただきます。

続きまして、議事次第 5. 利水参画者等からいただいたご意見ですが、資料 4 でご説明します。2 ページ目をご覧ください。下の表に示すとおり、鳥海ダム建設事業について、利水参画予定者、関係河川使用者及び関係自治体の秋田県、由利本荘市、東北電力の 3 者について意見聴取を行いました。

3 ページ目をご覧ください。主な意見について、秋田県からは、利水対策案は用地買収や農地の問題等、協議や交渉にかなりの時間、コストを要するため、早期に効果が発現できる鳥海ダム案が最良である。また、水道の対策案として抽出された 5 案について、ダム案より多くの建設費用が掛かる等、水道事業者の財政的な負担増が懸念される。コスト面、安定的な取水確保できる面から鳥海ダム案が有利であると考えられるとの意見をいただいております。

由利本荘市からは、新規利水については、地盤沈下等、周辺の影響や水質の状況が不明であり、必要とする取水量が将来にわたり確保できるか等、不確定な要素を含むことから代替案としては相応しくないと思われる。流水の正常な機能の維持については、大内ダムと小羽広ダムから導水することになっているが、導水距離やそのルートを考えると現実的なものとは考えられない。河道外貯留施設については、用地確保の際に地権者との調整に大変な困難が予想され、代替案として難しい面があると考えられる。こうしたことから、鳥海ダム建設が最適であり、必要不可欠である、との意見をいただいております。

東北電力からは特段の意見はございませんでしたが、既存発電所の設備及び運用に影響等が生じる場合には、補償等についてご協議をお願いしたいとの意見をいた

だいております。

以上で説明終わります。

【進行】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきましてご意見あるいはご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

「なし」の声

6. 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価

(案) について

7. 総合的な評価 (案) について

【進行】 議事次第 6. 治水、新規利水、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価 (案) について、議事次第 7. 総合的な評価 (案) について、事務局より説明をお願いいたします。

【小松島海ダム調査事務所長】 事務局の鳥海ダム調査事務所長の小松と申します。座って説明させていただきます。

それでは、各対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価並びに総合的な評価 (案) について、資料 5 を用いてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、子吉川の現状と課題についてご説明をしたいと思います。まず、治水についてであります。2 ページをご覧くださいと思います。子吉川の河道特性についてまとめさせていただいております。子吉川流域の降雨特性ですが、ご案内のように上流部は鳥海山麓に位置しております。右側の図にございますように、降水量は鳥海山麓を中心に多くなっており、子吉川の流域全体を見ますと支川よりも子吉川本川での洪水が多くなっているという状況です。また、子吉川本川、沿川には人家あるいは農地が多くなっております。このような中で、河川につきましては、

堤防は比較的整備されておりますが、河川の断面が確保されていないため流下能力が低い状況にあります。一方で、支川については、大規模な河川改修が行われたり、あるいは河道の特性上、近年大きな洪水被害が発生していない等の状況にあることから、子吉川本川の治水対策が必要になっているという状況でございます。

では、子吉川におきまして、これまでにどのような洪水が発生したかということをご3ページにまとめさせていただいております。記憶に新しいのは平成23年6月24日に発生した梅雨前線に伴う洪水でございます。この洪水では、管理区間24kmのうち15kmの区間におきまして計画洪水位を超えまして、市街地上流部の2カ所で堤防が決壊し、5カ所で堤防を越えて氾濫しました。このため、写真で青く着色している部分がございますが、家屋の床上あるいは床下浸水、それから多くの農地の浸水被害が発生しています。

では、こうした治水上の課題に対して、どのような目標で取り組んでいるかということをご4ページに記載しております。子吉川の現状ですが、洪水に対する安全度という意味では、5年に1度程度発生する洪水に対して安全な状態であるという状況に過ぎません。このため、治水整備の目標については、戦後最大の洪水であります昭和22年7月洪水が再来しても床上浸水等の重大な家屋被害が発生しないこと、それから水田等の農地についても浸水被害を軽減するということが目標にして整備を進めているところでございます。

5ページをご覧くださいと思います。参考までに平成23年6月の洪水時に、仮に鳥海ダムがあった場合の洪水調節効果を試算したものでございます。水位は石沢川が合流する前、明法という地点で試算しますと約1.0m低下しまして、計画洪水位を超過する区間も15kmから8kmぐらいに減少しています。それから、浸水面積も約300haから約90haと3分の1ぐらいに軽減されるという結果になってございます。

では、先ほど申し上げました治水整備の目標に対してどのような治水のやり方があるかについて、7ページにまとめさせていただいております。現計画を含めまして4案をお示ししております。

8ページをご覧くださいと思います。現計画である鳥海ダム案でございます。冒頭にもご説明したとおり、鳥海山麓は降水量が非常に大きいため、洪水調節効果が大きい場所として現在の箇所に計画しているものでございます。先ほどご説

明いたしました目標を達成するために、鳥海ダムの洪水調節効果を二十六木橋地点で $400\text{m}^3/\text{s}$ として計画していますが、それでも不足する部分につきましては河道掘削で対応するというにしています。

9ページをご覧くださいと思います。9ページにお示ししているのは河道掘削案でございます。鳥海ダムの代わりに、その分河道掘削のみで対応するものでございます。写真や断面図でお示ししていますが、青く塗っている部分は鳥海ダムで調節後、残りの部分を河道掘削で対応するもので、ダムをやめた場合には、さらに赤で塗っている部分についても河道掘削して対応するというものでございます。この場合、全体的に掘削量が多くなりますが、特に市街地部につきましては河川ギリギリのところまで市街地が迫っております。そうしますと、川幅を拡幅することは非常に難しいということになりますので、川底を掘削せざるを得ないということになります。そうしますと流れが緩くなり、土砂がすぐに堆積してしまう可能性が高くなりますので、その断面を維持することが課題になるということでございます。

次に、遊水地でございます。10ページをご覧くださいと思います。鳥海ダムの代わりに遊水地を造って洪水調節をして、残りの分については河道掘削をするというものでございます。遊水地は、地形的に子吉川中流部に8カ所考えられます。遊水地内の現状の地形のままで耕作することを前提とした場合には、洪水調節効果は $100\text{m}^3/\text{s}$ で、ダムに比べると約4分の1の効果しか期待できません。これを現計画の $400\text{m}^3/\text{s}$ まで効果を確保しようとするとう遊水地内を大規模に掘削する必要が生じ、農地としての利用も難しくなるという状況でございます。

次に、既設ダムの活用案でございます。活用するダムは、芋川上流にある大内ダムをかさ上げの上、洪水調節をして、残りの分については河道掘削をするというものでございます。大内ダムの流域面積は、 3.4km^2 と小さいことから、子吉川本川への洪水調節効果が小さいことと、芋川が子吉川の河口から4km付近で合流しているため、洪水調節効果としてはその区間しか効果が発揮されません。したがって、芋川合流地点の上流側につきましては、大幅な河道掘削等の対策が必要となります。

12ページをご覧くださいと思います。治水におきまして鳥海ダム案以外に3つの方法をご提示しましたが、河道掘削案については、前にご説明したように土砂等の堆積による流下断面の維持が課題となりますが、治水対策として不可能ではないということでございます。

次に、遊水地案でございますが、現状の地形のまま耕作をすることを前提としますと洪水調節効果が小さく、また、洪水調節効果をさらに確保しようとするすると遊水地内の大規模な掘削が必要になるということで、その土地も農地として利用が難しくなりますので、治水対策案としての実現性は乏しいと考えられます。

それから、既設ダムの活用案ですが、洪水調節効果が小さいことや、これに伴いまして河道掘削案と同規模の掘削が必要になるということから、河道掘削案よりも非効率な案となり、治水対策案としては有力な案ではないと考えてございます。

続きまして、利水について14ページをご覧くださいと思います。子吉川流域では、これまで何度も渇水被害に見舞われてきましたが、平成24年に発生した大規模な渇水の状況についてご説明いたします。上水道の状況ですが、由利本荘市の上水道の水源のほとんどは黒森川貯水池に依存していますが、左の下グラフにございますように、満水時の貯水量は220万 m^3 でございます。これに対して利用可能な量が約半日分の1万 m^3 まで低下するという状況になりました。また、簡易水道でも水源が涸れる被害が発生して、さらに農業用水でも河川の流量の減少に伴う塩水遡上により、最大34日間も河川から取水ができなくなったという状況でございます。

15ページをご覧くださいと思います。水道用水の新たな水源確保の必要性についてご説明いたします。真ん中の円グラフにございますように、水源の黒森川貯水池に約8割依存してございます。この貯水池は、もともと農業用のため池でございまして、ご承知のように場所も台地の上に位置しており、その上、流入する河川もありません。このために融雪の時期や梅雨期以外は水が貯まらないという状況で、右下のグラフにもございますように利用可能量がほぼゼロになったという年が過去に3回ほどあります。また、簡易水道につきましては、渇水時に水源の枯渇や、一方で写真にございますように施設の老朽化が進んでいることから、経営上の理由として、平成35年までに上水道に統合するという計画でございます。黒森川貯水池の補完、それから簡易水道の水源転換、この必要性から新規に水道水源を開発する必要があるという状況でございます。

16ページをご覧くださいと思います。基準地点となっております宮内地点で、下のグラフにございますが、流水の正常な機能の維持に必要な流量、これを確保できていない日数がこれまでも多くございます。こうなりますと、塩水遡上が発生しまして、農業用水や、あるいは清掃センター等の取水ができなくなります。こ

れに対処するため、農家ではポンプで揚水を反復して利用したり、さらにこれを番水で凌ぐ等を余儀なくされているという状況でございます。また、河川でも流量が減少しますと、写真にございますように瀬切れが発生して、魚が遡上できなくなる等、環境への影響も生じてございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。ダム水利容量の確保の考え方についてご説明いたします。宮内地点を例にとりましてご説明いたします。左上の図1のグラフですが、緑の線は新規利水や流水の正常な機能の維持に必要な流量を示しています。これに対して、青色の線は河川の流量を示しています。緑の線と青の線の間の赤で着色している部分が必要な流量に対して不足している部分を示しています。図2でございますが、図1で算出した日々の不足量を年間で合算したものです。図3につきましては、図2で算出した不足量を河川流量が豊富なときには貯留して、不足するときには補給するという運用計算をして得られたダムの容量を示してございます。目標としましては、10年に1回の渇水に耐えられる量を確保するということによりまして、過去36年間で3番目の平成元年を基準の年にしています。その結果、新規利水も加えると1,800万 m^3 の確保容量が必要になるということでございます。

では、貯める方法についてですが、どういう方法があるかということで19ページにお示ししてございます。水利容量として必要な量は1,800万 m^3 ですが、現計画に代わるものとして、堰の設置、既設のダムを再開発する案、ため池の活用案、それから地下水を取水する案、河道外に調整池を設ける案ということで、川の外に池を造って水を貯めるという方法もございます。これらそれぞれの方法について検討し、その結果を20ページ以降にまとめさせていただいております。

20ページの堰、それから21ページのダムの再開発については、必要量を確保することが物理的に困難であるという状況でございます。

22ページご覧いただきたいと思います。22ページのため池については、資料の上のほうの断面図にございますように、大規模なため池はこれまでかさ上げを繰り返してきておりまして、さらにかさ上げを行って、必要水量を確保することは困難ということでございます。

23ページの地下水ですが、地盤沈下等周辺への影響が懸念されることや、現在でも簡易水道で地下水を利用しているところがございますが、水量等水源の不安定さ

によって、市では上水道への転換を計画しているところで、このような状況の中で、さらに地下水に依存して必要水量を確保するということは困難というところでございます。

24ページの河道外調整池ですが、1,800万 m^3 という量を確保するためには約570haの農地を約5mほど掘削する必要があるがございます。この面積は、由利・矢島地域の水田面積の約27%に及ぶため、実現性としては乏しいと考えてございます。

25ページご覧いただきたいと思います。これまで利水におきまして5つの方法がございましたが、それをまとめましたのが25ページでございます。水を貯めるという点においては鳥海ダム案が他の方策に比べて実現性の面で有利であるという状況でございます。

26ページをご覧いただきたいと思います。治水対策におきましては、河川整備計画を含めて2つの案が考えられました。一方、利水の面ではダムを活用する案が有利となりましたので、これらを総合的に評価すると鳥海ダム案が最も有利ということで総合評価の結果を出したところでございます。また、コスト的にも鳥海ダム案が有利となっております。

少々長くなりましたけれども、以上でございます。

【進行】 ありがとうございました。

8. 討議

【進行】 議事次第8になりますが、ただいまの事務局からの説明に対する討議をお願いしたいと思います。ただいまの事務局からの説明につきましてご質問あるいはご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

由利本荘市長、お願いします。

【長谷部由利本荘市長】 これまで検討の場におきまして治水対策・利水対策・流水の正常な機能維持の各対策案について複数検討されてまいりました。本市といたしましては、過去の豪雨災害から住民の安全を守り、子吉川の流れを健全に保つためには、鳥海ダム建設に優るものはないとの意見を述べさせていただいたところで

あります。また、本市の市民生活と産業活動を支える水道の水源はこの周辺に降った雨だけが頼りの非常に不安定な水源であります。二、三年ごとに渇水の際には貯水量が枯渇するほど激減し、市民生活や産業活動が脅かされる事態となっております。

本日この検討の場で、総合的な評価として鳥海ダム案が最有力であるとの結論が示されたことは大変喜ばしいことであります。本市の悲願である鳥海ダム建設に早期に事業着手されることを祈念いたすものであります。

以上であります。

【進行】 ありがとうございました。

秋田県石黒次長お願いします。

【石黒秋田県建設部次長（佐竹秋田県知事代理）】 県のほうから一言申し上げますと、県がこれまで長年要望してきました鳥海ダム案が最も有利であるという方向性が示されたということで、まず非常に安堵しております。

これまでご説明いただいた資料の中でも利水参画予定者あるいはその関係団体の意見にもあるように、いずれもダムを切望しているということがはっきりわかりました。最近私らも非常に苦労した例としまして、2年前の洪水、さらには異常な渇水、異常な天然現象が続いている中で、やっぱり住民の安全・安心のためにもできるだけ早く方向性を決定してもらいたいというのが県の希望でございます。

さらに、河川の安定とダムの水資源、これは県勢の発展の一つの大きな戦略になり得ると、これは知事も明言しております。ですから、方向性が決まり、できるだけ早目の完成を望むということが県の大きな願いでございますので、その辺をどうかよろしくご理解していただくようお願いいたします。

県としては以上です。

【進行】 ありがとうございました。

今、ご意見を頂戴しましたが、他に特に意見はございませんでしょうか、ご質問とかはよろしいでしょうか。

「なし」の声

【進行】 最初の議事で検討フロー図というものをお示ししていますが、今回の検討の場でこの総合的な評価の案を示した対応方針（素案）、これで了承ということをしていただければ、この後、学識経験を有する方々や、関係住民の方々の意見を聴くといった手続に進んでいくことになりますが、本日お示ししましたこの総合評価（案）に基づいて、今後この意見を聴取して手続を進めさせていただくということによろしいでしょうか。

「はい」の声

【進行】 ご了承いただいたということで、ありがとうございました。

9. 意見聴取等の進め方について

【進行】 続きまして、今申し上げましたような意見聴取等の進め方について、次第9になりますが、事務局から説明をお願いいたします。

【松井水災害予報センター長】 議事次第9. 意見聴取の進め方について、資料8でご説明します。

1 ページ目をご覧ください。本日審議していただいた結果を踏まえ、資料10というのがありますが、報告書（素案）については、本日から約1カ月間を目処に関係者の意見を聴く予定です。なお、本日の第4回検討の場における構成員の意見を取りまとめ、各構成員に記載内容を確認した上で更新させていただきます。意見を聴く者と聴取方法については、河川法の第16条の2に準じて行います。学識経験を有する者については、河川に関しての学識経験を有する子吉川水系河川整備学識者懇談会の学識経験者から聴く予定としております。関係住民については、「住民の意見を聴く場」を開催するとともに電子メール等を活用した意見聴取も行います。関係地方公共団体の長については、秋田県知事から意見を聴く予定です。この際、ページ下の※印1に記載していますが、由利本荘市長の意見を聴かなければならない

とされております。また、関係利水者については、鳥海ダム建設事業に関する水道に係る利水参画予定者としまして、由利本荘市長に、河川使用者として東北電力に意見聴取する予定となっております。

以上で説明を終わります。

【進行】 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「なし」の声

【進行】 議事次第の9まで終わりましたが、その他全体を通して何かご発言、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか、いかがでしょうか。

「なし」の声

【進行】 事務局からは特によろしいでしょうか。

「なし」の声

10. 閉会

【進行】 これをもちまして第4回鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(午後3時10分)